

平成27年4月16日  
北海道管区行政評価局

## 「国の行政機関におけるAED(自動体外式除細動器)の設置、管理等に関する調査」 《調査結果の公表》

当局では、平成26年12月から27年3月にかけて、道内に所在する国の全行政機関等を対象に、来庁者等の一般市民への利用も想定されているAEDの設置状況等について初めて網羅的に把握するとともに、AEDを設置している行政機関におけるAEDの維持管理状況等についても調査しましたので、その概要を公表します。

この調査は、i)一般市民等に対して、国の行政機関等におけるAEDの設置場所等の情報を提供すること、ii)心肺停止者に遭遇した国の行政機関の職員がAEDを使用した心肺蘇生法を実践できるようにすることを主な目的として、当局が独自に企画・立案し、実施したものです。

- ① 道内の全ての国の行政機関等におけるAEDの設置場所等の情報を一覧にして公表
- ② AED講習の実施状況等について書面調査し、課題が認められた全ての行政機関に対して今後の課題を提示
- ③ AEDの維持管理等を実地調査し、要改善事例が認められた行政機関に対して改善意見を通知

### 【本件照会先】

総務省 北海道管区行政評価局 総務課 大槌(おおつち)

(電話) 011-709-2311(内線3112) (直通) 011-709-1802 (FAX) 011-709-1805 (Eメール) hkd08@soumu.go.jp

## 調査の背景

- 平成16年7月に、一般市民によるAEDの使用が認められてから約10年が経過。

この間、AEDの設置台数は飛躍的に増加

- 全国のAEDの販売累計台数は、**44万7,818台(注1)**

このうち、公共施設等に設置され一般市民が利用できるAEDは、**35万2,087台(78.6%)**とされているが、AEDの設置場所、利用可能時間等の情報を網羅したデータは公表されていない

(注1) 平成16年7月から24年12月までの販売累計台数。公益財団法人日本心臓財団のホームページによる。

- 一般市民によりAEDを使用して除細動が行われた症例数は年々増加  
平成17年:46件 → 平成26年:907件(全国)

**心肺機能停止が目撃された症例2万5,469件のうちの3.7%(注2)**

- AEDを使用して除細動が行われた場合、行われなかった場合と比べて、  
→ **1か月後の生存率は4.8倍、社会復帰率は6.6倍(注3)**

- 厚生労働省は、

- ・ 平成21年4月及び25年9月に、関係省庁等、地方公共団体及びAEDの製造販売業者に対して、**AEDの適切な管理等について周知、要請**

- ・ 平成25年9月に、AEDの設置場所や配置などの指針となる**ガイドライン(注4)**を公表

- しかし、国の行政機関のAEDの中には、厚生労働省が登録を求めている一般財団法人日本救急医療財団への登録から漏れているものや日常的な管理等について懸念されるものあり

- このような中、国の行政機関におけるAEDの設置場所等の情報や適正な管理等の実施状況について、その実態と課題を明らかにするために調査を実施

(注2及び注3) 「平成26年版救急・救助の現況」(総務省消防庁)による。

(注4) 「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成25年9月9日一般財団法人日本救急医療財団)

## 調査結果の概要

- 1 国の行政機関及び裁判所におけるAEDの設置情報を把握(H26.12.1現在)
  - ・ 道内の全行政機関53機関686官署のうち、25機関260官署が計305台のAEDを設置
  - ・ 道内の全86裁判所のうち、34裁判所が計38台のAEDを設置

- 2 書面調査結果(AEDを設置している庁舎に入居する337官署を対象)  
合同庁舎の管理官署の52.6%が講習を定期的実施していない、AEDを保有する官署の60.8%がAEDの設置情報を財団へ登録していない等の実態を把握

- 3 実地調査結果(合同庁舎管理官署など来庁者が多い25官署を抽出)  
24官署で日常点検の実施が適切でないなどAEDの維持管理等について改善を要する事例を把握

## 調査結果の公表、改善通知等(平成27年4月16日)

地域別・省庁(裁判所)別の一覧表を当局のホームページ上で公表。また、道のホームページ(他の公的施設等のAED情報掲載)と相互リンク

課題のみられた28機関に対して定期的な講習の実施など今後の課題を提示(参考通知)

改善を要する事例が認められた12機関に対して改善意見を通知(後日、改善措置状況について回答を求める)

# 1 道内の国の行政機関等におけるAEDの設置状況

## 調査の趣旨、目的

不特定多数の者が利用する国の行政機関等の庁舎におけるAEDの設置場所等の情報を、一般市民等に提供することは有効

## 調査結果

- 道内に所在する国の全行政機関686官署のうち、**260官署(37.9%)**が自らAEDを設置、管理しており、その台数は計**305台**  
これを各官署が入居する庁舎別(合同庁舎、単独庁舎、施設等)にみると、**439か所中244か所(55.6%)**においてAEDを設置
  - 道内に所在する全86裁判所のうち、**34裁判所(39.5%)**が自らAEDを設置、管理しており、その台数は計**38台**  
これを各裁判所が入居する裁判所庁舎別でみると、**全ての裁判所庁舎(34か所)**においてAEDを設置  
→ **合計294官署・所において計343台のAEDを設置**
- ※ AEDを設置している260官署のうち、AEDの使用実績があるものは**12官署(使用回数24回)**

道内の行政機関及び裁判所におけるAEDの設置状況(H26.12.1現在)

機関・庁舎	区分	道内所在官署等の数 a	AEDを自ら設置、管理する官署等の数 b (b/a)	設置台数
行政機関		686官署(100%)	260官署(37.9%)	305台
	入居庁舎等数	439か所(100%)	244か所(55.6%)	
裁判所		86裁判所(100%)	34所(39.5%)	38台
	入居庁舎数	34か所(100%)	34か所(100.0%)	
合計		772官署・所(100%)	294官署・所(38.1%)	343台
	入居庁舎等数	473か所(100%)	278か所(58.8%)	

(注)「入居庁舎等」とは、AEDが設置されている場所(合同庁舎、単独庁舎、施設等)のことである。

## 調査結果の公表

- AEDの設置情報(官署名(裁判所名)、所在地、設置場所、利用可能時間)について、地域別と省庁(裁判所)別の一覧表を作成し、当局のホームページ上で公表 (<http://www.soumu.go.jp/kanku/hokkaido.html>)
- 道のホームページ上で掲載されている他の公的施設や民間施設におけるAEDの設置情報と相互リンク (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/cis/kyukyu/AED.htm>)

## 2 AEDの設置状況等の概況調査(書面調査)

### (1) 職員に対する講習の実施

#### 制度の概要

##### 【AEDの使用に関する講習】

- ガイドラインにおいて、AEDを使用できる人材を増やす重要性  
→ AEDを設置している施設の関係者や一般市民は、AEDの使用を含む心肺蘇生法(心肺停止者の意識や呼吸の確認、胸骨圧迫、AEDの使用等)の訓練を定期的を受けておく必要
- ガイドライン、消防庁の通知 → 講習の受講頻度は、2年～3年に1回が望ましい

#### 調査の趣旨、目的

国の行政機関においても、緊急時に職員が心肺蘇生法を実践できるよう、職員に対する講習を定期的実施することが望ましい

#### 調査結果

##### 【AEDを設置している庁舎に入居する官署における講習の実施状況(直近3年間)】

- ① 合同庁舎の管理官署19官署のうち、10官署(52.6%)が入居官署の職員を対象とした講習(注)を定期的  
に実施していない

(注)「入居官署の職員を対象とした講習」とは、自官署の職員含めた全入居官署の職員を対象としたもの。

##### (10官署の内訳)

「過去1回も実施していない:2官署」、「自官署(管理官署)の職員のみを対象とした講習しか実施していない:6官署」、「入居官署の職員を対象とした講習を実施しているが、直近3年間に実施していない:2官署」

左記①の10官署が定期的講習を実施していない理由

「庁舎警備員等がAEDを操作」、「自官署の職員が入居官署職員の大半を占める」、「上部機関からの指示又は前任者からの引継がない」など

- ② 単独庁舎等に入居する官署241官署のうち、57官署(23.7%)が自官署の職員を対象とした講習を実施  
していない

(57官署の内訳)「過去1回も実施していない:52官署」、「直近3年間に実施していない:5官署」

左記②の57官署が定期的講習を実施していない理由

「過去に受講歴のある職員がいる」、「講習の必要性について認識していない」、「業務多忙又は日程調整がつかない」など

- ③ 合同庁舎に入居する管理官署以外の77官署(AED未保有)のうち、43官署(55.8%)が自官署の職員  
を対象とした講習を実施していない

(43官署の内訳)「過去1回も実施していないもの36官署」、「直近3年間に実施していないもの:7官署」

左記③の43官署が定期的講習を実施していない理由

「講習の必要性について認識していない」、「上部機関からの指示又は前任者からの引継がない」など

#### 課題

職員が緊急時にAEDの使用による心肺蘇生法を実践できるようにする観点から、AEDを設置している庁舎に入居する上記①～③の官署は、できるだけ多くの職員が講習を受講する機会を設けること

## (2) AEDの設置情報の登録、公表

### 制度の概要

#### 【AEDの設置情報の登録、公表】

- 厚生労働省は、平成19年以降、AEDの設置情報(施設名、住所、設置位置、台数等)について製造販売業者を通じて一般財団法人日本救急医療財団(財団)に登録するよう周知、要請  
→ 関係省庁等に対する通知、同省のホームページ上で周知
- 財団へ登録する目的・意義は、
  - i) 地域住民や救急医療に関わる機関などに対して、AEDの設置場所等を周知すること
  - ii) AEDのリコール等の安全情報を製造販売業者から迅速・確実に受けられること

### 調査の趣旨、目的

- 行政機関におけるAEDの設置情報についても、漏れることなく財団へ登録される必要
- AEDの設置情報を一般市民に対して提供する手段の一つとして、できるだけ多くの国の行政機関のホームページ上で公表されることが望ましい

### 調査結果

#### 【財団への登録状況】(平成26年12月1日現在)

- ① AEDを自ら設置、管理している260官署における305台のうち、158官署(60.8%)における計199台(65.2%)の設置情報が財団へ登録されていない

#### 【ホームページでの公表状況】(平成26年12月1日現在)

- ② 260官署における計305台のうち、251官署(96.5%)における計291台(95.4%)の設置情報が自官署のホームページで公表されていない
- ③ AEDの設置情報を財団へ登録し、かつ、自官署のホームページ上でも公表している官署は、6官署(札幌管区气象台、函館、室蘭、網走、稚内の各地方气象台及び新千歳航空測候所)

#### 〔左記①の158官署が財団に登録していない理由〕

「登録の必要性について認識していない」、「上部機関からの指示又は前任者からの引継がない」、「その他(不明を含む。)」など

### 課題

AEDの設置情報を一般市民や消防機関等に広く提供する観点から、

上記①の官署は、AEDの設置情報を財団へ登録すること

上記②の官署は、AEDの設置情報をホームページ上で公表することについて検討し、可能な限り公表すること

前記2(1)の講習の実施に課題がみられたものを含め28機関に参考通知

### 3 AEDの維持管理等(実地調査)

#### 制度の概要

- AEDは適切な管理が必要な医療機器
- 厚生労働省は、AEDの管理等の徹底について各省庁等に対し通知し、ホームページ上でも周知
  - ・ AEDの設置者に求められる事項→ 講習受講歴のある者に日常点検を実施させること
  - ・ 日常点検の内容→ インジケータランプの確認、バッテリーや電極パッドの交換時期の確認等
- 設置場所の表示、保管場所等(ガイドラインによる留意すべき事項)
  - ・ 場所表示 → 設置場所を示す掲示、位置案内のサインボードなどの掲示
  - ・ 設置場所 → 施設内の見やすい場所、アクセスしやすい場所、日常点検がしやすい場所

#### 調査の趣旨、目的

- 行政機関のAEDについても、適切に維持、管理が行われ、緊急時にAEDの性能が発揮できない事態を防ぐ必要
- AEDを分かりやすい場所に設置し、来庁者に対してAEDの設置場所を分かりやすく周知する必要

#### 調査結果

来庁者の多い25官署(合同庁舎の管理官署10官署、単独庁舎等入居の15官署)を実地調査

【日常点検に関する事例】 → 25官署中、13官署(52.0%)において計24事例

- ① 日常点検を月に1回、週に1回しか実施していないなど点検頻度が少ない(6事例)
- ② 点検結果が記録されていない又はAEDごとの点検結果が分からないなど記録が適切でない(7事例)
- ③ バッテリーや電源パッドの交換時期を記載する表示ラベルの取付けや記載内容が適切でない(5事例)
- ④ 講習の受講歴がない者又は受講歴が不明な者が点検を実施している(6事例)

【AEDの設置場所の表示、保管場所に関する事例】 → 25官署中、16官署(64.0%)において計19事例

- ⑤ 庁舎の入口、庁舎内の入居官署案内板、エレベーターホール、エレベーター内などに、来庁者等に対してAEDの設置場所を分かりやすく周知するための表示が必要(16事例)
- ⑥ 事務室の書庫の中など来庁者の目につきにくい場所にAEDが保管されている(3事例)

#### 原因

各官署が、厚生労働省の通知やガイドラインにおいてAEDを適切に管理するために求められている内容を十分に理解、認識していないこと

#### 改善通知事項

上記①～⑥の事例が認められた関係行政機関は、下部機関を含め、それぞれ次の措置を講じること

- i) 日常点検の励行、点検結果の適切な記録・保管
- ii) AEDの設置場所を分かりやすく表示、分かりやすい場所への保管、移設等

このほか、講習の実施状況及びAEDの設置情報の登録、公表状況についても実地に調査し、

- i) 合同庁舎の管理官署10官署中6官署(60.0%)、単独庁舎等入居の15官署中8官署(53.3%)が定期的に講習を実施していない又は受講者数が少ない
- ii) 25官署中20官署(80.0%)が財団へ登録していない又は設置場所のカテゴリーが「会社・事業所」で登録されているなど登録内容が適切でない
- iii) 25官署中22官署(88.0%)がホームページで公表していない等の事例を把握したため、それぞれの関係行政機関に対して改善意見を通知(全12機関)